

平成21年度第1回協働支援会議

平成21年4月6日午後2時00分

区役所本庁舎6階第4委員会室

出席者 早田委員、関口委員、宇都木委員、内山委員、鈴木委員、富井委員、伊藤委員、
事務局 地域調整課長、早乙女協働推進主査、西堀主査、永澤主事

地域調整課長 それでは、ただいまより平成21年度第1回協働支援会議を開催させていただきます。

私、この4月1日から地域調整課長となりました加賀美と申します。よろしくお願いいたします。

お手元に本日、次第を配付させていただいておりますので、次第に基づきまして本日の会を進行させていただきたいと思っております。

最初に委嘱状の交付を行いたいと思っております。私がお名前を読み上げますので、読み上げられた方は前のほうに出てください、区長から。

では、最初に早田宰様。

区長 委嘱状。早田宰様。新宿区協働支援会議委員を委嘱します。期間、平成21年4月6日から平成22年3月31日まで。平成21年4月6日、新宿区長、中山弘子。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

地域調整課長 宇都木法男様。

区長 どうも。委嘱状、宇都木法男様。以下、同文ですので、省略をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

地域調整課長 関口宏聡様。

区長 委嘱状、関口宏聡様。以下、同文ですので省略をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

地域調整課長 内山邦男様。

区長 委嘱状、内山邦男様。以下、同文ですので、省略をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

地域調整課長 鈴木幸展様。

区長 委嘱状、鈴木幸展様。以下、同文ですので、省略をさせていただきます。どうぞ

よろしくお願いいたします。

地域調整課長 富井敏弘様。

区長 委嘱状、富井敏弘様。以下、同文ですので、省略をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

地域調整課長 伊藤清和様。

区長 委嘱状、伊藤清和様。以下、同文ですので、省略をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

地域調整課長 なお、この協働支援会議の委員につきましては、8名の委員の方をお願いしているところですが、きょう、もう1名、村山昇、新宿区社会福祉協議会の事務局次長が所用により来ておりませんが、委員として本年度依頼してございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次に区長よりごあいさつを申し上げます。区長、よろしくお願いいたします。

区長 皆さん、改めまして区長の中山弘子でございます。本日は、平成21年第1回の協働支援会議の開催に当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様にはご多忙のところ、協働支援会議委員をお引き受けいただきまして、まことにありがとうございます。この協働支援会議も16年度から始まったと思います。ですから、今年度で6年目を迎えることとなりました。今年度は3名の新しい委員の方をお迎えしております。

委員の皆様にはそれぞれのご専門、また区民の視点から活発なご意見をいただけますようお願いを申し上げます。これまで協働推進基金を活用したNPO活動資金助成の審査を始め協働事業提案の審査や協働事業の評価、また区民の皆さんやNPO事業者の方々と区との協働を推進する過程で生じるさまざまな問題などに対しましてご協議をいただき、ご意見をいただいております。

今年度も引き続きNPO活動資金助成や、4年目を迎える協働事業提案の審査や、協働事業の評価を初め、協働を推進するための仕組みづくりについて協議をしていただいて、ご意見をいただくこととなりますので、皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

新宿区は皆さんもうご存じかと思いますが、基本構想で目指すまちの姿を『『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまち』と定めておりまして、その実現のために第一次実行計画を策定して取り組んでいるところです。

新宿のまちには、生き生きとみずからの力を生かして活動する多くの人々がいます。新

宿力とはこうした人々の新宿のまち、それから新宿のまちを自分たちで担っていきたいというような、そういった自治の力を象徴的にあらわした言葉であると考えております。

今後も地域の多様な主体の皆さんの参画と協働によって住民自治、新宿のまちをみんなで担うという、そういった住民自治の充実をより一層図ってまいりたいと考えております。

先月まで開催されておりました第1回定例議会におきまして、平成21年度予算が成立をいたしました。昨年度、協働事業提案制度により皆さんが選定してくださいました5つの協働事業と、昨年度から継続して取り組む1つの協働事業の合わせて6つの事業を今年度の計画事業として実施をいたします。

この協働事業提案制度は、これからの人口減少社会においては、行政みずからがすべての公共サービスを提供するのではなくて、必要な公共サービスを地域団体、NPO、また民間事業者などの多様な主体の皆様方との協働によって提供していくための一つの大きな仕組みになるというふうに考えております。

また、予算編成過程への区民参加を進める仕組みとしても、今後も取り組んでまいりたいと考えているところです。さらに、地域におけるNPOなどとの連携につきましては、区に登録をいただいているNPOが中心となって設立された新宿NPOネットワーク協議会というのがございますけれども、このネットワーク協議会が主体となって、区と協働して、区民活動支援のためのウェブサイトでキラミラネットというのを運営しております。

このサイトは身近な地域活動の情報の発信や収集、またサイトを通じたイベントの参加申し込みができるようになってございます。区民とNPO、あるいはNPO同士の情報が共有されることによって、区民の方々が団体への活動に参加する機会がふえることと、団体同士の活動が活性化され、今後は具体的な地域課題に対する取り組みが進んでいくものと考えております。

私自身もNPOの皆さんや地域で活動する区民の皆さんと意見交換を重ねて、区民が抱えるさまざまで、また困難な課題に対して、こうした皆さんとの協働によって解決への道を切り開いていきたいと考えています。

ぜひ委員の皆さんの活発な議論により、協働の輪を広げるための具体的なご提言をいただければとお願い申し上げます。

協働支援会議の開会に当たりまして、ごあいさつとさせていただきます。

皆様、これから1年間、かなり忙しい中身の詰まった会議となるかと思いますが、お忙

しいところ大変かと思えますけれども、ぜひこの新宿のまちのみんなでまちを担う仕組みづくりでありますこの協働という考え方の発展に、この協働支援会議というのは大変大きな役割を果たしていただいておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本当にありがとうございます。

地域調整課長 区長、ありがとうございました。

続きまして、委員の紹介をさせていただきたいと思いますが、自己紹介でお願いをしたいと思います。

では、早田先生のほうから初めに、宇都木さんのほうへ自己紹介ということでお願い申し上げます。

早田委員 早田宰と申します。早稲田大学の教授をしております。専門は協働のまちづくりが専門です。協働のまちづくり、幅広いのですけれども、主に行政のほうと、それからあとは計画立てといいますが、まちづくりの都市計画のほうと二足のわらじでやっております。

前の座長の久塚純一先生とは隣の研究室で、いつも協働について教えていただいているということで、流れも多少は伺っておりますけれども、大変不慣れでありますので、どうぞよろしくお願いいたします。

区長 よろしく申し上げます。

地域調整課長 宇都木様、お願いします。

宇都木委員 NPO事業サポートセンターの宇都木です。引き続きよろしくお願い申し上げます。

区長 お願いします。

地域調整課長 関口様、お願いします。

関口委員 NPO法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会、関口と申します。前年度の徳永より私、引き継ぎまして、まだまだ若輩者なのですが、新宿区のために精いっぱい頑張りますので、どうぞよろしくお願いいたします。

地域調整課長 内山様、お願いします。

内山委員 区民公募の公募委員の内山でございます。ことしが最後の任期になりますので、もう1年頑張りたいと思います。よろしく申し上げます。

地域調整課長 鈴木様、お願いします。

鈴木委員 公募区民の鈴木でございます。よろしくお願いいたします。もともとのこう

いう活動との出会いというのは、もう2年前になりますけれども、区民会議でちょうど私、第6分科会、この扱ったテーマが住民自治と協働ということで考えまして、こんなようなチャンスがあるということで応募をいたしました。2年目になりますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

地域調整課長 富井様、お願ひします。

富井委員 公募区民の富井です。1年間やらせていただいて、協働ということがいかに難しいかということ。後ほど懇談会もあるようですから、言いたいこともぜひ。本当にそれをひしひしと感じました。自分自身も新宿区の別のボランティアをやっているのですが、そういうところといかにこういうところをマッチングさせるかということが難しいのか。それをいかにクリアしていくかといいますか、それをバリアフリーのほうに努力するべくもう1年、お願ひしたいと思ひます。

地域調整課長 伊藤様、お願ひします。

伊藤委員 企業の委員として参加しています伊藤でございます。新宿区の中でいろいろと企業の立場から社会貢献活動に参加させていただきまして、いろいろと新宿区に行っていること、それと区民の方が思っていること、いろいろな場所で触れ合いをさせていただきまして、非常に企業の社会貢献を推進する上でためになっております。今後ともよろしくお願ひいたします。

地域調整課長 酒井部長も一言。

地域文化部長 地域文化部長酒井でございます。引き続きよろしくお願ひいたします。

地域調整課長 どうもありがとうございました。

では、続きまして、座長代行の宇都木様から、平成20年度の新宿区協働事業評価報告書を区長のほうにご提出を願ひたいと思ひます。

宇都木委員 報告書ができ上がりました。

区長 どうもありがとうございます。皆さん、どうもありがとうございます。

地域調整課長 どうもありがとうございました。宇都木さん、よろしいですか、一言お願ひして。

宇都木委員 久塚先生に本当はお渡ししていただくのですが、先生がパリのほうへ行っちゃいましたので、私がさせていただきました。昨年度は23件の提案事業がありまして審査したのですが、その中で審査委員会としていろんな議論をしまして、結論から言いますと、次に向けて我々が果たすべき役割というのは、まだいろんなことが出てき

たよねというところが、率直に言ってこの審議会を通じてみんなの共通認識になってきていまして、したがって審査委員会は提案事項の審査だけではなくて、市民が担う公共公益、あるいはまた新しいまちづくり、それから市民参加協働を審査会としてもともに参加してつくっていくというようなことを、少しみんなで議論してみたらどうかねという話にもなっております。例えば新宿区は大変大きなまちですから、ほかのまちにない特徴を持つまちづくりを進めていけば新宿モデルみたいなものを、区長さんが実現できるように、私たちとして何かお手伝いできれば大変ありがたいな、委員会としても役割を果たせるのではないかと思ひまして、そんな思いを込めた報告書になっていますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

区長 ありがとうございます。

地域調整課長 どうもありがとうございました。

続きまして、区長との懇談に入りたいと思います。おおむね3時ぐらいまで予定しておりますので、各委員の皆様方、ご自由に区長と懇談をお願いしたいというふうに思ひますので、どうかよろしくお願ひいたします。

宇都木委員 いいですか。最初に、久塚先生がいれば多分こういう話をするのだろうなということをお置きして、最初にお話し申し上げたいと思うのですが、女性がいないので、委員の中に。

区長 ええ、ええ。

宇都木委員 大変それはどういうことなのか、偶然だろうと思ひますが、したがって私たちが女性の代理もしなきゃいけないのだろうというふうに思ひますので、市民団体やNPOの中にはたくさん女性のリーダーがいますから、機会あるごとにこの委員会に参加いただいたりして、女性の立場からのご意見をいただきたいなど。女性がいなかったから、この委員会は何か女性を無視しているのではないかなんて思われぬように頑張ります。

区長 わかりました。ぜひよろしくお願ひいたします。

実は新宿区は男女共同参画ということで、いろんな会議体に可能な限り男女が互いに4割程度とかそういった基準を設けているのですが、たまたまここはちょっと。

地域文化部長 そうですね、たまたま社協からも変わりましたし、またシーズさんからもちょっと変わりましたし。

区長 すみません、どうも。そういった視点を持っていただいているということをお大変ありがたく思ひますので、よろしくお願ひいたします。

宇都木委員 せっかくの機会ですから、富井さん、どうぞ。

富井委員 先ほどちょっと申し上げましたが、久々にやっていて入り口、中間、出口とこうあるのですが、入り口というのは広くどういうグループというか、NPOを選ぶかということが1個非常に大きな課題としてある。中間は予算が1年、単年度ですから、途中で終わってもいけないのに中間で何か評価をしなきゃいけないということで非常に難しい部分。最後は、終わるのですけれども、終わった後、この事業は1年でやめるのか、2年続けるのか、新宿区の事業にするのか、NPOとしてもっと育ててほしいのかという、そういう何か出口を見つけて、おこがましいようでも、そのサポートをしなきゃいけない。そういう3つがあって、その3つがなかなか、今年いろいろ議論したのですが、これだというのが1個も、1個もというのではないですけど、見つかっていないです、この3つに対して。

それで、やっぱり今年はそれを何かある程度方向づけたいなと思うのです。特に中間の評価というのが、10月ごろやっちゃうと、そこで脱落しちゃうとか、そこでもうここはだめだねというような評価を与えてしまうというのが、非常に何か我々としては僭越だなというような気もします。

だから、そういうところが単年度じゃなくても、入り口をものすごく厳しくして、もう2年しなさいとか、そういうようなやり方もあるのかなという、それはこれから議論していかなくちゃいけない。

それと、一番大切なのは、終わった後、この500万がなくなった後、この事業をどうするのですかというところが、結構皆さん多分受かった人でも悩んでしまっている。終わった後、皆さんどうするのですかという、そういう何かNPOにとってもそのところがすごく難しいところで。

区との協働ですから、区とNPOとがどういうふうやって3年目から、より先ほどおっしゃった協働を通じて自治を広げていくというところをどう実現していくのか。それがすごい大きなこれ、始めていますけれども課題だなというふうに思っています。

その結論というか、今年またその辺を中心によく議論をしないといけないと思っています。

区長 ほかの委員の方は今のお話というのは、ある意味では協働事業の一つの何か。

伊藤委員 富井さんと同じように事業をやっていく中で、結構予算づけするのがおくれます。そうすると、その活動自体もおくれていくので、どうしても後ろへ行く。それをま

だ本格的に事業が。

区長 動く前。

伊藤委員 動く前に、取っかかりのときで評価してという形になっちゃったので、今は難しいところで。それとあと、区の本来事業の中に取り込むときに、例えば最初、この協働事業として提案したときにはいろいろな区の思い、NPOさんの思いがあって2つに、2つといいですか、こちらの職員さんもいて、盛り上げてきてうまくいったね。じゃ、区の本来事業に入れようねという形になっていっていると思うのですが、その時点で大事にしたいのはNPOさんの育ての親の思いと、それから今度は生みの親の思いと育ての親の思い、この辺がうまくドッキングしていないと、何かやっていたのにうまくいって取り上げられて、ああ、思いが違うほうに行っちゃったなという、そういう挫折感というか、それが起きないようにしないと、次にそのNPOさんができていかないと。

区長 そうでしょうね。

伊藤委員 それと今言った、1つは確認したのだから、その確立されたものに対する肉づけのようなことに、またそのNPOさんがやってくると、どんどんこう太い柱になっていくのではないかなという気がして、この本来事業に取り込まれたときの思いを私は思っています。

鈴木委員 先ほど宇都木さんが、協働支援会議そのものも議論をしないといけないよと。今のお二方の委員のお話というのは、要は制度設計をやっぱり今回この1年、2年たった案件の検討の中で、制度の課題というのがだんだん浮き彫りになってきた。そのための制度だと思えますけれども、それについて今回、今年度はその事業評価と合わせて幾つか制度設計に対する提言をやる年度なのかなと。

やはり今、皆さん思いましたけど、非常にNPOの方というのは熱意があって、それである団体は、みんなの評価というのは非常にいいのです、これはやるべきだと。

ところが、例えば制度設計の関係上でいうと、例えば新宿区民という定義があります。ところが、昼間の人口と住んでいる人口というのはもうすごい差があって、いろんな意味でその差そのものが、もしかすると新宿力かなということになると、やっぱり我々の協働事業というのは、また違った視点もあるのかなということを含めて、少し今年度は制度設計そのものの提言をする年なのかなというふうに思っております。

だから、宇都木さんが先ほど言われたのはそんなことかなと思います。ですが、宇都木さん、ちょっと違うよと。

宇都木委員 言葉はいっぱい出ているのですが、僕はいつも言うのですが、安心して住めるまちをどうつくっていくかということは、住んでいる人たちもそうだし、行政の最大の課題でもあるし、市民運動もそうだと思うのです。そういうことだとか、住んでいてよかったと思えるようなまちだとか、あるいは新宿が本当に少子高齢社会にふさわしい新しい地域コミュニティが生まれてくるとか、地域が変わってくるということは、それぞれが提案をして、それぞれがそこに向けていろんな分野で活動しているのですが、それが、じゃ、どういうふう実際に何年か過ぎたときに変わってきているのか。

それから、それが市民の目にどう写っているのかということじゃないと、行政の皆さんからいうと住民自治の拡大なんていうのは、言葉では簡単だけど、だれが自治を担って、住民というのはだれかとわからないですよ、住民というのは。

だから、その地域を支えている人たちが、当事者が主体となって、どういうふうなまちづくりに取り組んでいけるのだろうかということを、こういう協働事業提案など、あるいはNPO助成などを通じて、広く市民の皆さんとそここのところがわかり合えるような理解が拡大していくようなことにならないと、多分その制度は何回かやって、その制度だけがやったよねという実績で、やろうとしている本当のところ手が届かないということになりかねないので、今、鈴木さんも富井さんも後半でこう言われたのだけれども、本当にそこに届くようにするには、この委員会としてどういう役割を果たすのかということを変えてやっぱりこの1年間、さまざまな提案を審査するに当たっても、そういうところをかなり問題意識として持ちながらやっていかないと、委員会、何していたのという、委員会が問われちゃうので、そこは少し3年目は、そんなところにも目を向けて行かなきゃいけないのかねというのが、お互いが共通した認識になってきていると思うので、そのことは報告書の中にもこれからの課題として幾つか出させていただいたので、後ほど行政のそれぞれの担当部署の皆さんにご検討いただいて、ぜひ私たちのほうにも提案をいただいて、一緒に取り組めるようにしていったら、この委員会がもっともっと厚みのあるものになっていくのだろうと思いますので、お願いしたいなと思います。

内山委員 先ほど富井さん、それから伊藤さんから、事業が終わった後の展開についてご心配されていたのですが、私は、入り口のほうで、たくさんの応募がありまして、非常に書類もたくさんあるのです。それを一応読み込んで、書類の上で一次審査をしますが、相手の顔を見ずに書類だけで果たして本当の中身が読み切れるのかどうかというのを心配しておりまして、やっぱり少しでもいいですから質疑応答する時間があると、相

手の顔も見えて、より一層選ぶことに、選考に自信が持てると思いますけれども、それがちょっと困っています。

それからもう1点は、公募区民のニーズについて幅広い角度から検討して審査できるようになったのですが、何せ各委員が独立性の部署で、なかなか人が集まらないで、その効果があらわれないというのが幾つか見られます。

ですから、せっかく選考されたら、いかに区民にそれを知ってもらえるか。それをちょっと努力しないと、空回りしてしまうと思います。その辺がちょっと気になっているところです。

早田委員 まだ右も左もわからないのですけれども、新宿という非常に多様ないろいろなタイプの住民や事業者がある中で、意見をまとめていく、民意をとるが最近のキーワードですけれども、並大抵なことではないなと思いますが、ほかの自治体にはない新宿独自のこういうきめの細かい仕組みがないといけないのだろうなどは、もう思っておりまして、皆さんと考えていきたいなと思っております。

宇都木委員 関口さん、ご感想はどうですか。

関口委員 いや、私もまだ何もわからないのですけれども、新宿区はやっぱり居住人口よりも昼間の人口のほうが。

区長 ええ、居住人口は今、31万を大きく上回るようになったのです。そのうちの約1割が外国籍の方々です。これは23区で最も多い外国人人口を持っている区でありまして、それでいわゆる通勤・通学の昼間人口と言われる人たちが80万くらいです。いわゆる来街者といいますが、昼間人口というのは通勤・通学を数えているわけですが、買い物に来る、映画を見にくる、遊びに来るといった人はもっと大きな数になります。新宿駅の1日の乗降客数は、これは降りない人も含めて、乗りかえの人も含めてですけど350万人です。これはちょっと非常に多い。

新宿区の基本構想で、いわゆる区民というか新宿力の担い手としているのは、住んでいる人ばかりでなく、ここで働いたり学んだり活動をしている人々。この区民の新宿力の担い手をどの部分にするかというのは議論があったところでして、来街者の方までも含めるというような議論もあったのですが、それについてはやはりちょっと広げ過ぎだろうということで、基本的には今言ったようなここで働き、学び、活動をしている、そういった在住者にプラスしてそういった方々。

ただ、いろいろな場面によっては来街者の遊びに来る方、それからここに買い物に来る

方というのにも担い手になる側面も、私はあるのではないかと考えています。

関口委員 そのぜひ来街者の方を含めるかどうかは別としても、やはり昼間人口の方と
いうか、お勤めになられている方が80万人もいらっしゃるというのは、これを、この方々
の1%でも巻き込めたら8,000人です。そこはもうぜひ私。

区長 これはでも現実に今、いろんな制度でかかわってもらっているのです。

関口委員 ああ、そうですか。

区長 例えば消防団なんていう非常に地域密着型と思われるようなところでも、例えば
牛込地区に、具体的な名前を挙げちゃったほうがわかりやすいですけども、新宿の地場
産業は印刷なんですけど、その一番大手の大日本印刷というのがありますが、消防団員
なんかにはあぁいったところからも出ている場合もあります。

地域文化部長 ローターリーなんかも。

区長 そうそう、それから区民会議。基本構想を検討していただくための、区民みんな
で。実は400人弱の方々に区民会議のメンバーになってもらったのですけれども、在勤
の方々、ここで働いている方々、活動されているNPOの方々も区民会議のメンバーにと
いうことで、私は新宿のまちというのは、まさにそういったいろんな経済活動を含めた交
流というところに、まちの出自から言っても宿場、新しい宿場から始まったというのは、
にぎわいと交流が1つの遺伝子でもありますので、そういった方々が責任を持ってかかわ
っていただくことは重要だと思っています。

富井委員 あと、ちょっとほかの皆さんが共通して感じているかどうか分からないです
けれども、この協働とか協働支援とか、そういう活動が行政、区役所の中で十分浸透して
いるのかなという、そんな感じがしました。

というのは、それぞれでこう事業をやっている点で、NPOのところなんかには我々評価
をしに行くと、現場へ行って聞きに行ったりとか、やっているところを見に行ったりとか
しますと、やっぱりよく来られているところもあるし、ほとんど来られていないところも
あるし、だから協働というのは、やっぱり行政と区民とがともにやるというプロジェクト
ですから、だからそういうところが、まださっき関口さんがおっしゃったNPO側のすご
いパッションと、それから区民側の若干冷静な対応とが、まだうまいこといっていない。
もっとうまくいかないと、というのは感じます。

区長 そうですね。

富井委員 だから、そのこのところをどうやって、すごい地域調整課の方々は努力してい

ただいているのですけれども、やっているのはここじゃなくて違うところが、部署がこうやっているわけです。だから、そののところと現場とのいかに協働作業というか、これをうまく仕上げていくのかということ。

区長 そうですね。

富井委員 これも難しい問題なのですから。

区長 おっしゃるとおりなのです。現実はそのところがたくさんあるかと思うのですが、区の職員の意識も、こういったことを取り組むことによって変わってくると思うのです。

というのは、私たちが迎えている時代というのは、いわゆる行政サービスを公共だけが担えるという時代は、もうとうにいろんな意味で過ぎているということは、認識としてわかると思うのです。

ところが、今までの行政の文化というのは明治以来縦割りで、国が制度設計をして、基礎地方自治体は実施を担うというようなところで画一的に行うということ、どちらかといえば上手にやってきて、それで時代の変化の中でいやいや、自分たちだけでは担えないとなってきた。それから、基礎自治体こそ現場に近いから、現場からそれに対応できるような政策立案もし、そして国の制度も変えていくのだというような認識を持つようになってきた。

しかしながら、実際の国の法律や制度というのは、なかなかそういうふうになっていないということや、仕事の文化というものもあると思うのです。ところが、いや応なく変わっていかざるを得ないというときに、やっぱりエンジンになるのが、行政の中でそういったことを動かしていこうと思うところ、かつ、それからそういったNPOや区民の側がそういった思いを持つことということで、切り崩していくのだと思うのです。

だから、やはり行きつ戻りつしながら、協働というのをみんなで作り上げていくということかなと思っています。やっぱり今までの行政というのは、どちらかという自分の範囲で、そこに出てきた物事を解決するという制度設計をしがちなのですから、そうじゃなくて人の暮らしは総合的だから、行政の資源も総合化をしなくちゃいけないし、それから地域の中にある民間の資源、それから皆さん方の力もつないでいなくちゃいけないというところを、具体的に成功事例をたくさんつくって、ああ、こうやればできるのだということを粘り強く作り上げていくことかなと思っていますので、この協働事業についてもそのような形で、1つでもよりこういうふうにしたことによって、非常に

財源も効果的に使えて、かつ柔軟性のある現場にマッチした仕事ができただというのを
つくり出せたらいいかなと、こう思っているのです。

やっぱりそれは現実のことで、理念だけというのはなかなか人を動かさないです。だから、現実の中でそれが本当に力になるというような状況を一步ずつ踏み出させていくというか、それに努力をどうできるかということかなと思っていますけれども。やっぱり皆さんから見ていると、なかなか区の組織の現場は難しいというのか、その辺の協働があまりうまくできていないですか。

富井委員 それで、1年目非常に苦労したけど、それが反省点として、2年目でやっとお互いにコミュニケーションがとれるようになったとか、そういう例はあるわけです。

だから、そういうふうになっていくと、だんだんそこは経験しているから、だから行政全体として、そういう経験をだんだん積んでいったらよくなっていくのだろうとは思いますが、それでも。

鈴木委員 ちょっと補足、誤解を招かないように補足しないといけないと思うのですが、行政側の制度の問題の中で、例えば4月でやっぱり人事異動がございます。そうすると、今までちょっと下準備をそのNPOとやっていて、その人がちょっと変わっちゃったと。そうすると、後任の人が、新しい者が来て、新しい仕事をやらなきゃいけない。それも協働のテーマが入ってくるよと。そうすると、もうちょっとそこでスタートが、ちょっとパワー不足というようなことも制度上起こり得ます、これから。

区長 ありますね。

鈴木委員 要するにだれかの怠慢とかということだけではなくて、そういう仕組みの課題もあります。だから、そこもどうするのかねということをやっと考えないといけない。

区長 そうですね。それで、先ほど話があったいわゆる会計年度が1年という中で、その中間の評価というのは、あまり動いていないところでやるというのも、どういうふうにそれを今の仕組みの中で実態に合ったものにしていくかというのは、やっぱりちょっと考えていい話ですよ。会計年度が1年だからと言っても。

地域文化部長 だから、翌年度の予算のところもあってという話になっちゃうんですけど、一律的には、ただ、場合によっては、夏休みを過ぎてから動こうなんていうところだと、1回ぐらいしかまだやっていない。

区長 それで評価されたのじゃ、全体像が。

地域文化部長 評価するほうも書けないみたいなのところがかなりやっぱりあるのです。

だから、それは確かに。ただ、要するに会計年度でやっていく話なので、厳しいところではあるのです。やめちゃうという大胆なやり方もあるのかもしれないですけど、それもちょっと疑問が。

伊藤委員 会計年度と先ほどおっしゃられました人事、で、うまくやっとなってきたよというのにならなくなった。で、新しい人が来て、また最初から交渉して次の年になって、スタートもまた一からとなったりすると、どれだけ引き継ぎがうまくいったかということがそこにかかわってくるのでしょうかけれども、2つかかわってきます。

区長 そういうことですね。

伊藤委員 ねえ。

区長 いや、人事のことを言われたので、どのことをお話しするかなと。すみませんけれども、そうなのですね。

宇都木委員 そこは1つ研究テーマとして、どうすればいいかというのを。

区長 どう工夫をできるか。

宇都木委員 かなり実際に例えばNPOのほうだとか市民運動のほうは、年度も関係なければ、期間も関係ないわけです。だから、それはそれでいいのですが、だから協働の、最終的に協働事業としてここに提案が出てくるまでの間に、例えばそういうことをやりたいなと言ったら、3年なら3年計画、あるいは2年なら2年計画で事前に案づくりから始めて、それで大体こういうことならいいねと言って、そこで提案していくと。

だから、乗ったら、そこで提案して決まったら、もう既にプログラムはそこから先の2年、3年分までできたプログラムで提案してくるということみたいなことも、少しは方法として考えないと。役所の単年度主義というのは制度上のそういうことなのだけど、それは何かで克服していかないと、いつまでもついてまわることですから。

区長 そうですね、いや、私もそう思います。だから、そこをどう制度に向けていって、どうやるかということ。

宇都木委員 それはだからお互いに知恵を出して、そうは言ってもNPOができて10年ですから、市民運動もしっかりしていないと言えはしっかりしていないのです。だから、そういう提案が市民運動の側に知恵がなくちゃいけないですけど、同時に役所の仕組みというのはどうにもこうにも効率主義ですから、これを突破するというのはかなりのことではないとできないので、そうするとそこを反対に有効に活用して、むしろ新しい枠組みをつくって行って、実際に市民のパワーが発揮できる状況が生まれてくるようにしないと、制

約は取り除けないでしょう。

だから、それは企業なんかと違うところはそういうことですから、ただ地域社会ではあまり年度主義だとか、面倒くさいさまざまな目に見えない条例だとか規制というのはわからないわけで、自分たちが一番生活しやすい状況をどうこしらえていくかと言ったときに、そういうことが制約としてずっと出てきたときに、それを何で変えていくかというのはやっぱり市民の力であって、やっていかないとだめだと思うのです。

区長 そうですね。それで、それを積み上げていけば、例えば今、役所が法に基づいたり、もしくは予算の議決に基づいたりしているというのは、税を使うということで説明責任を果たすというような、その側面もあるわけです。

だから、それをもっと違う形で、いわゆる住民の方々に果たせるというようなことを、違う形でとれるかというようなところへの提案にも、そういうのをつなげることによってできるかどうかですよ。

伊藤委員 ただ、企業ですと、今言ったように席はここに置きながら、プロジェクトに参加すると、5つも6つもプロジェクトは走っていて、自分の席が変わっても、そのプロジェクトは、そのメンバーとしては戻るので。すると、ずっとそれはやられているのです。ちょっとだからそういう面も必要なのかなという気がしないでもないけど。

区長 これが終わるまでは。

伊藤委員 そうそう、そうです、1つのプロジェクトが完成するまでとか。

宇都木委員 やっぱり地域社会を変えるというのは、そんなに簡単にいかない。役所の制度が変わったから地域社会が変わるかということ、それも変わらないので、つまり支える側の人たちが、情熱を持ってやる人たちが、どれだけたくさん生まれてくるかということですから、そういうことの集積として、例えば不都合があれば条例を直したりということはあることなので、そこはそれぞれ住民自治の拡大というか、住民による自治というのは何をもちえてそういうふうにするかというのは、やっぱり相当議論したほうがいいと思うのです。

僕が知っているところで、ある自治体だけど、自治体のその職員も、各課から選抜して50人ばかり、言葉は適当かどうかわかりませんが、ファシリテーター教育をやって、1年間みっちりやって、地域に話させるの、全部。それで、町会ごとだとか課題別に、あと学校の問題なら学校区ごとで、その人たちが住民を集めて、どうしたらいいかという議論をするわけです。それをまた集めてきて、今のその役所の制度の中にかぶせたら何が

問題かというので、一つずつ解決する方法をとっているというところがあります。

そういうのは、そういうことを区長さんがいいよと、こう言ってくればやるかもしれないのです。そういう提案を区の職員の中からもしてくるような仕組みがやっぱりないと、市民のほうからの提案だけでそれを実現するためにはどうするかという、ある意味では受け身になっちゃっているから、市民参加協働というのは行政の基本的な姿勢だとすれば、行政からすればどうということが市民参加協働なのかという行政案も、行政マンも考えて、そういうことを住民と一緒につくっていくということは必要なことだと思います。

僕らこう呼ばれてだぼらほえてきて、そしたら、ぜひ、そういう研究会やりましょうと研究会やった結果がそういうふうになったのです。自分たちも市民運動を自分たちでつくるかという話になって、ああ、いいことだ、やってみようと言ってやってみることになって、後でしかられましたけど、超過勤務手当をだれが払うのだという話になるのです、行政はすぐに。

だから、そういうのを乗り越えて、いいか悪いかは別です。乗り越えてやろうという意気込みがある人たちは、やっぱりそういうことをやっても、自分たちが参加しよう、やろうという人たちの意欲のある人たちは、それはそれで生かしてやらないと、きっと。課長さんが判こをくれなかったから行けなかったという話にならないわけです、住民とつき合おうと。

だから、そういう僕らから言うと意識改革ですけど、職員の意識改革というのが、ただ働きしろという意味じゃないです、決して。だけど、モデルをつくるにはそのくらいのことをやっていかないと、新しいものはできない、情熱がないと。そのときにどこまでが制約であり、どこまでがいいかというのは、中で相当議論してもらわないといけないのだと思うので、やがてそういうことになってほしいなと思います。

区長 そうですね。新宿区の地域における協働の拠点というのは、特別出張所なのです。新宿区は10カ所の特別出張所を置いているのです。私は区長になって7年目なのですが、特別出張所を置かない、どちらかといえば非常に人件費もかかりますし、それを集約していつているような区もある中で、新宿区は特別出張所を10カ所置いている。

その特別出張所には地域センターというのを併設している。特別出張所はいわゆるそこに行けば、ミニ区役所のようにいろんな手続きができますよと、そういうことだけであるのであれば、近い将来例えばインターネットや、それから地域の中のコンビニがそういう場所にもなっていくと。

だから、そういう意味で置いているのではないと、私は言っているのです。特別出張所は地域における協働の拠点であり、かつ地域から施策を総合化していくような、出張所の職員は少ない職員で、例えば国保からすべての戸籍から、すべてを見れるわけです。そうすると、同じ例えば住所の書き方でも、国保の書き方と何とかの書き方とどうしてなのだろうとか、それからこことこの部分がダブっているけれどもという、そういう生活者の視点から行政を総合化できる、そういった拠点としての機能を果たしてほしい。もちろんいわゆるミニ区役所的な業務もやっているのです。

ですから、今その地域を担当する主査というのは、具体的に言えば夜もというのか、地域の活動は夜という形なので、夜も出て行ってというような形で地区協議会という、今までの町会の地域の担い手であるけれども、それと合わせて他のNPOやその他複数の一般の方々にも入ってもらえるような仕組みを、地域における担い手の仕組みをというようなことでつくってきてはいるのです。

それが十分定着していくのにはまだまだと思いますが、それは本当に両者のこうありたいという、新宿区としては協働というのを大きな区政の進め方として掲げる中で、互いにそっちに向かっていくということで、地域文化部でそれを所管しているのです。

宇都木委員 できるだけ住民に近いところで、あまりエリアが広くなくて、それも住民も参加して、ワンストップサービスで、そこに行けば全部が解決しなくてもいいのですが、そこに行けば何がわかる。例えばそこで解決しなくても、そこが、ああ、それはこっちへ行ってくださいとかいう。

区長 そうなのですね。

宇都木委員 そういうワンストップサービスがたくさんできればできるほど、しかも住民参加でできればできるほど、協働というか、市民参加というのが具体化をするのだと思うのです。

区長 と思いますね。

宇都木委員 ええ、だから出張所だとかそういうところは、できるだけ市民生活に近いところに行政が、一番近いところでいっぱいいろんなことをやってもらったほうが一番いいわけですから、国なんか全然届かないですから。

区長 そうですね。

宇都木委員 舛添さんが幾ら偉いことを言ったって、やっぱり高齢者は困っているわけです、介護は困っているわけです。だから、そういう意味では、一番生活の近いところは

区役所というか、区ですから。

区長 ええ。で、区の中も30万区民というと、なので地域内分権といいますか。

宇都木委員 そうですね、地域です。

区長 10カ所あれば3万程度の一つの固まりとして、そこでの地域をみんなで支える仕組みとして地区協議会、そういったそれぞれの緩やかなネットワークを持っておきたいなというような、そういう仕組みを思ってはやってきているのです。

それと、こういった協働事業のようなものを、NPOの方々のお力を貸していただき、かつ互いに打ち合うというか、そういったことができないだろうかということで。

宇都木委員 頑張りましょう。

地域調整課長 それでは、いろいろご意見をいただきました。一応3時になりましたので、区長はこの後、また次の仕事がございますので、区長、それから地域文化部長については退席させていただきたいと思います。

区長 皆さん、本当にすみません。いろいろお世話になりますし、これからも私も皆さん方のご意見を十分いただきながら、この新宿のまちが本当に多くのいろんなライフステージにある方々、それからそれぞれの持っている関心というのも異なると思うのですけれども、そういったことを認め合いながら、でもこのまちでそれぞれがそういった力を出し合えたり、だれかの役に立てるということを心楽しいと思えるような、そういった地域社会をつくっていかないと、もうその今のいろんな部分でもたないだろうなというのが、私の実感でして、そういう意味での区政を、この協働支援会議にも支えていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本当にお世話になりますが、よろしく申し上げます。

それでは、すみません。ここで失礼いたします。どうもありがとうございます。

地域調整課長 それでは、次第に基づきまして進めさせていただきたいと思います。

この後、議事のほうに移ってまいりたいと思いますけれども、最初に私のほうから簡単にごあいさつ申し上げたいと思います。

この4月に地域調整課長になりました加賀美でございますが、地域調整課に来る前は4年間、保育課長をやっておりました。それで、待機児童の解消とか、安全安心な保育、子育て、どのようにしていけば区民のニーズにこたえられるのかというところで4年間やってきて、まだ道半ばでございましたが、今回人事異動によりまして地域調整課長を拝命することになりました。

地域調整課のこの協働事業につきましては、私自身、今までは外部からいわゆる見ていました。先ほど委員のほうからお話がありましたように、必ずしも協働事業が役所の中で浸透はされていないなというのが、率直な私自身の感想を持っています。

やっぱり協働事業の意義につきましては、区長の方針、あるいはその実行計画の中でも示されているところでありますけども、必ずしもそれが役所の縦割りの中で、なかなか横断的な形で協働事業の意味合いというのが理解されていないなというのが率直なところでした。

私が今回、地域調整課長になりましたので、協働事業の目的等については、委員ももちろんもうご承知だったとは思いますが、これをもう少し全庁的に役所の体質改善というのは1つこの協働事業の目的の中にありますので、縦割りとかあるいは前例踏襲、そういう弊害を私が在任中に極力払拭できるような、そのような取り組みをしてまいりたいと思います。

どこまでできるかあれですが、委員の皆様方のご協力をいただきながら、私、全力で取り組んでまいりたいと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、今年度の地域調整課の担当職員のご紹介をさせていただきたいと思ひます。私の隣に座っていますのが早乙女主査でございます。

早乙女 昨年度に引き続きまして協働を担当します早乙女です。どうぞよろしくお願ひいたします。

地域調整課長 西堀主査です。

西堀 西堀です。よろしくお願ひします。

地域調整課長 永澤主事です。

永澤 永澤です。よろしくお願ひします。

地域調整課長 今年度、この体制で臨んでまいりたいと思ひますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、お手元に配付させていただいております資料のご確認をさせていただきたいと思ひます。1つは、平成20年度新宿区協働事業評価報告書というのが、各委員のお手元に冊子という形で配付させていただいておりますが、そのほかに資料の1として「21年度協働支援会議委員名簿」、資料2として「21年度協働支援会議等開催予定」、資料3といたしまして「21年度NPO活動資金助成実施要領」、資料4として「協働推進基金20年度寄附金の活用先の指定」、資料5といたしまして「20年度新宿区協働事業提案募集

要領」が配付されていると思いますが、抜けているところはないでしょうか。

大丈夫でしょうか。

それでは、これから議事に入りますが、最初に座長を選出したいと思います。座長選出につきましては、要綱上、各委員の互選という形になっておりますので、どなたか座長のご推薦をしていただければと思いますが、いかがでしょうか。

宇都木委員 久塚先生の後任で来られました早田先生にやっていただくのがいいと思います。提案します。

地域調整課長 ありがとうございます。早田先生のご推薦がございましたが、ほかの委員の皆様方はどうでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

地域調整課長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。異議なしということで、早田先生に座長をお願いしたいと思います。早田先生、よろしく願いいたします。

それでは、ここから座長の進行をお願いしたいと思いますが、まず座長の代行の選出をお願いしたいと思います。

早田座長 座長、全然右も左もわからない者なのでどうぞよろしく願いいたします。

座長代行ということで、私が全然わからないものですから、ぜひ今まで経歴の長い宇都木委員にお願いできればと思っているのですけれども、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

早田座長 では、よろしく願いいたします。

宇都木委員 よろしく願いします。

早田座長 それでは、この後は私がするというこのようですので、次第に従いまして進めていきたいと思えます。

このお手元の次第の中で4つほどございまして、この後、21年度の「協働支援会議」の審議事項について、報告というところから続けたいと思えます。

まず事務局のほうで資料の説明等をお願いできればと思うのですが、よろしいでしょうか。

事務局 初めにすみません、議事録作成のため、お話しする前にお名前をお願いいたします。

では、早速21年度の協働支援会議の審議事項ということで、資料2に基づきまして進めさせていただきます。

今回初めての委員さんもいらっしゃいますので、再度、こちらのほう、開催予定を提示してございます。この1年間の開催予定ですが、まずこのカラーになっていると思いますが、このカラーのオレンジ色の部分が協働支援会議になっております。今年度7回を全部で予定しております。

それから、緑の部分が協働事業提案制度審査会、こちらのほう、4回を予定しております。

それから、黄色の部分が協働事業評価会になりまして、全部で4回を予定しております、合計しまして15回の予定となっております。

現在、第4回の支援会議の部分まで日時、場所、それから審議内容等決定がされております。こちらのほう、第4回までにつきましては、もう既に3月の時点から、21年度のNPO活動資金助成の審査につきまして動き出している部分でございます。こちらのほうが第4回の協働支援会議の部分までにかかわってきます。第5回の支援会議以降については、また決まり次第お知らせするようになります。

本日が上から行きますと第1回協働支援会議になります。これからNPO活動資金助成の審査について、それから協働事業提案・協働事業評価の検討についてということで入らせていただきます。

次회가4月27日の月曜日、午後2時から、第4委員会室におきまして第2回支援会議。こちらのほうがNPO活動資金助成の書類審査に当たっての事前協議、それから協働事業提案についてということで審議させていただく予定です。

その次、第3回協働支援会議、こちらが5月7日の木曜日、連休明けになりますが、5月7日木曜日の午後2時から、第3委員会室を予定しております。こちらのほうでは21年度NPO活動資金助成の一次選考、書類選考のほうをしていただくようになります。あと、残りのお時間で今年度の協働事業提案の実施についてを再び審議いたします。

第4回協働支援会議が5月20日水曜日、こちらのほう時間は零時30分からと入れてありますが、まだ確定ではございません。場所については若松地域センターになります。第4回のこの5月20日の協働支援会議は、本年度のNPO活動資金助成の二次選考で、公開プレゼンテーションになります。こちらのほう、時間が未確定というのは、この公開プレゼンテーションに進む団体数によってもまた変わってくるようになりますので、こちらのほう、また決まりましたらお知らせしたいと思います。

今のところ予定は以上です。

早田座長 この日程については、ご意見はいかがでしょうか。

伊藤委員 前回、久塚座長のときは、講座の関係や何かで、ある程度前半は金曜日で、後半は木曜日に決まっていたのですけれども、今度の早田座長の場合はそういうことが決まるのでしょうか、ある程度。

早田座長 そうですね、皆様のご都合とすり合わせながらと思ったのですが、私は今いただいているような月曜日とか水・木あたりでしたらば、全く問題はありません。少しそれは相談しながらということで、ぜひよろしく願いいたします。

ほかはいかがでしょうか、全15回というハードスケジュールです。

宇都木委員 予定はこれでいいのしょうけど、場合によったらもうちょっとふやして議論をする必要があるかもしれないです。今、さっき富井さんや鈴木さんから、あるいは伊藤さんからもお話が出ていましたけど、特に提案事業のところ少しいろんな角度から議論していかないと、単なる審査だけでいいのかどうかという議論が出てくるので、行政からも少し意見を聞いたほうがいいところは、率直に聞く場を持ってやったほうが良いと思うのです。

こう言っちゃ悪いけど、決められた日程だけの意見聴取だけじゃなくて、必要があればその都度意見を聞いて、少しずつ提案事業が持つ意味合いと、行政と市民との関係だとか、行政のほうからも行政制度上、どうしてもそれは難しいのは難しいと言ってもらって、あるいは直せる可能性があるなら直せる可能性も話してもらって、どういう仕組みならいいのかということ、我々もわかっているつもりで、なかなかわからないところもあるので、そういうことを考えると、事務局には悪いのだけど、場合によったら回数がふえるかもしれないということを頭に入れてもらって、一応これはこれで確定をしておいたとしても、プラスアルファを含んでおいてもらうことにしたほうが良いのではないのでしょうか。私はそう思いますけど、皆さんはどうですか。

内山委員 賛成です。

伊藤委員 先ほどのお話の中でも、今の話でも出ていたように、一次選考のときにかなりやっぱり問題点があるようなので、できれば一次選考のところをふやすなり、そこに呼んでというか、ぜひ聞きたいところを集めてもらうとか、何かの方法で公正に判断できるような。公正というか、明確にというか、見えるように判断できるようなことがしたいと思います。

宇都木委員 少し丁寧にやってみましょう。

内山委員 書類審査だけじゃ、なかなか難しいです。

伊藤委員 そうそう。あれは書き方のうまいところが得だから。だって審査をやるだけだから。

内山委員 やっぱり顔を見るのとでだいぶ違うのです、真剣度とか、やれそうかというのは。

鈴木委員 今、宇都木さんのお話とちょっと伊藤さんのお話、ちょっと違う。

宇都木委員 まあまあ、そんなに大きな違いはないけど。

内山委員 回数をふやすという。

鈴木委員 だから、宇都木さんの言われているのは、少し制度的な問題も含めて議論を深めたほうがいいよねというのと、今、伊藤さんのほうは個々の案件、提案の少しフェース・ツー・フェースのヒアリングの時間を延ばすとかいう。

だから、ちょっと私が申し上げたかったのは、2つとも賛成で、あとだから先ほど課長も言われたので、いろんな課題を解決しなきゃいけないよというようなことを言われて、例えば来年度への制度設計への全部が解決しないまでも、少しは前進させるということが、急にそんな制度設計なんて言ったって、行政は変わりっこないのだから、そういうことを踏まえると、逆算するとスケジュールが大体決まってくると思うのです。いろんな組織に対する多部門長から提案が来るはずなので、するとそれを逆算すると、じゃ、そのディスカスはいつごろすればいいのかということの案を、少し事務局のほうで検討していただけるといいのかなというふうに思います。

地域調整課長 はい、わかりました。今、ご意見をいただいたのですが、まずその私先ほど申し上げました行政側の体質が、まず協働に対する理解というのがまだ不十分であるというのが1つあります。

それから、一方で今度、提案事業に対する審査につきましても、一次のところでは書類審査というのをやっておりますが、それをもう少し話を具体的に聞きたいというご意見がございましたが、例えば20年度ですと23件の申請があったと。それを全部ヒアリングというのが、委員の皆さんの日程上どうなのかというのが1つございますけれども、どうしても直接話を聞きたいというご意見があれば、またその進めていく中で、それは我々のほうで適宜対応させていただきたいと思っております。

いずれにしてもそのペーパーだけでこれはいいのか、悪いのかという判断じゃなくて、もうちょっと突っ込んだところで、各委員のほうでもう少しここを知りたいのだ、聞きた

いのだというところがありましたら、事務局のほうでもできるだけ調整はさせていただこうと思っております。

早田座長 今、ご意見いただきましたが、この日程、基本的にはこれでよろしいでしょうか。これに追加があるかどうかは、もう少し次回に議論するということにしましょう。

ありがとうございます。

それでは、次に進めさせていただきます。今、協働支援会議の総括的なだんだん内容になってくると思うのですが、当面この次の議題としまして、推進基金のほうのNPO活動の資金助成の審査についてというほうに参らせていただきたいと思います。

こちら資料3でしょうか、事務局のほうで説明をお願いいたします。

事務局 資料3で。こちらのほうも新しく就任された委員の方もおられますので、ちょっとまた繰り返しに、3月にもいらっしゃった委員の方には繰り返しになりますが、簡単にNPO活動資金助成について説明をさせていただきます。資料3に基づきましてさせていただきます。

このNPO活動資金助成ですが、この助成金は区民や団体などからの寄附金と、区の財源を積み立てた基金で、地域に支えられたNPO活動を推進するために、NPOの事業資金を区として支援するという制度になっております。

この要領の1番のところにあります助成の基本方針としましては、新宿区の基本構想で、「まちづくりの基本目標」が6つあります。その6つの達成に向けた事業であること。さらにこの6つのまちづくりの基本目標の下に20個の個別目標があります。こちらのほうが1枚めくっていただきますと、2枚目のところ。基本目標と個別の目標の体系ということで、6つの基本目標にそれぞれ幾つかの個別の目標がついております。こちらのほうの達成に向けた事業であるということが1つの要件になってきます。

それから、NPOが持つ先駆性・専門性を生かした自主的な事業活動であること。

としまして、助成により新たな事業のスタート、または継続的事业のステップアップにつながる。こちらのほうは、この事業は1回だけの申し込みでなくて、毎年申し込むことができるように、今の制度ではなっておりますが、全く同じ事業ということではなく、継続的な事業の場合には、ステップアップにつながるということが条件となっております。

それから、としまして、多くの区民の社会貢献活動の啓発に資すること。

助成の対象としましては、新宿区に登録したNPO法人が行う事業で、区民を対象とし

た特定非営利活動促進法という特定非営利活動事業にかかわる事業を対象としております。

3番、助成の金額ですが、こちらは助成対象事業費の2分の1で、上限は50万円となっております。NPO法人1団体について、区の会計年度、4月1日から3月31日までになりますが、その間に1事業としております。

平成21年度の助成の実施規模は、助成総額で300万円を予定しております。3月末の基金の状況ですが、基金の積立額が3月末で約1,100万円ございます。こちらのほう、基金の残額のほうを見まして、毎年この助成総額というのは決めさせていただいております。

4番で助成事業の実施時期と期間ですが、こちらのほう、この助成対象事業の実施時期としましては、助成決定後の事業に限るということで、助成決定が6月上旬になされる予定です。その6月上旬から平成22年の3月末までに事業が終了するものが対象となります。

次のページをめくっていただきまして助成の申請の募集期間ですが、もう既に始まっておりまして、4月3日の金曜日から4月15日の水曜日までとなっております。

審査の方法は一次審査が書類選考、二次審査が公開プレゼンテーションとなっております。どちらもこの協働支援会議の委員による審査となっております。

助成に関する審査基準、こちらのほう8個の項目がございます。もう1枚、資料3としましてA4の横の紙がついていると思います。こちらのほうの表の横軸のほうです。団体名の横、区民ニーズ、社会貢献活動の啓発、事業の実現性、事業の継続・発展性、資金の計画・適正性、それから団体審査としまして自立性、透明性ということで、7つの項目が挙がっております。こちら、この(1)から(7)までがこちらのほうに共通しております。

あと、それから8番目としまして、過去にこの助成を受けている団体であるときには、この助成を受けた事業が当初の計画どおり活動に反映されたかということと、また自己評価を行っていたかということも審査の項目として入れていただくようになります。

それから、9番目、NPO活動資金助成の日程ですが、3月中に2回ほど説明会を開催しております。それから、明日7日の火曜日に第3回目の説明会を開催いたします。15日までが申請受付期間になっておりまして、5月7日が書類選考、一次選考、こちら第3回支援会議のほうで行っていただきます。

それから、5月20日が公開プレゼンテーションで二次審査、こちらが第4回の支援会

議になります。それで、6月の中旬には助成を決定するということになっております。

こちら資料3の説明につきましては以上になります。

早田座長 新しい委員の方もおられると思いますので、質問等あれば遠慮なくどうぞお願いいたします。

進めてよろしいでしょうか。2本立てになっていきますので、わかりにくい部分もあるかと思いますが。

引き続き資料4に移りましょうか。

事務局 では、引き続き資料4に入らせていただきます。先ほど申し上げましたように、こちらのNPO活動資金助成の助成金ですが、こちらは区民や事業者の方たちからの寄附金と区の財源を積み立てた協働推進基金を原資としております。区民や事業者の方たちから寄附していただく際には、その活用先としてNPOの17の活動分野、または団体を希望することができるようになっております。助成の審査に当たっては、寄附者の意向を尊重するよう努めることになっております。

それで、平成20年度中に寄附をされましたものの中で、資料4のほうなのですがけれども、この活用してほしい分野及び団体の指定がありましたので、こちらのほうの説明をさせていただきます。

まず、資料4の下のほうの表なのですがけれども、こちら寄附者別実績となっております。20年の4月から21年の3月末までで17件の寄附がございまして、全部で34万3,977円の寄附がございました。寄附者別のところで匿名のところなのですが、匿名の方なのですが、A、Bと、あとただの匿名というのがございます。こちらアルファベットのついている匿名Aという方は、Aという方がこちら8回、1年間の間に同じ方が寄附してくださったということです。Bの方については2回寄附していただきました。

それで、この中で、この寄附者別実績の中で、活用先の指定をしている方が何名かございました。そちらのほうの上のほうの表になります。分野でいきますと1の保健、医療または福祉の増進を図る活動、それから3番のまちづくりの推進を図る活動、5番の環境の保全を図る活動、7番の地域安全活動、9番の国際協力の活動、それから11番の子供の健全育成を図る活動。

団体につきましては1団体の指定がございまして、ローカルアクション・シンクポッツ・まち未来に1件の指定がございました。

こちらのほう、寄附者の意向を考慮しての審査をお願いしたいと思います。

早田座長 ありがとうございます。一通り制度と、それからお金の現在の状況について説明いただきましたが、これは今までの流れと加えまして、現在こうなっていると思うのですけれども、いかがでしょうか。経年で担当されている委員の方々、特にご意見があればお願いしたいのですが。

鈴木委員 ちょっとさかのぼって、今、プレゼンテーションということで、まだ一次の書類審査でこれ何件やるかというのが決まっていらないのですが、なるべく多くを少し聞こうよねということで5月、先ほどもう日程はオーケーになったのですが、さかのぼってすみませんが、5月20日のプレゼンテーション、半日になっています。これ、とりあえず1日皆さんに時間をお願いしたらどうなのでしょう。あとでお願いをすると、ちょっと調整がつかないよということになっちゃうので、まだ件数がわかっていないので、半日のできるような件数だったら半日でやればいいし。

座長 会場はどうでしたか。

事務局 会場は1日とってあります。地域センターをとっている関係がございまして、なるべく延ばせるようにはしたいと考えております。

鈴木委員 会場は次のあれだから、何しろ時間をとるのが優先事項だと思うので。

事務局 朝からとっていますので、なるべく準備の時間をかけないようにして、その辺は融通をきかせたいと思います。

鈴木委員 すみません、さかのぼって。

地域調整課長 あとは委員の皆さんのご都合がどうかということ。

事務局 はい。

早田座長 ちょっと前後さかのぼってしまいますが、説明方、日程表とも絡んでくるとは思うのですが、多少丁寧という話もございましたものですから、いかがでしょうか。

宇都木委員 予定してから、1日予定しておいて、それでその幅の中でやればいいことだから。

鈴木委員 案件が5件とか3件とか少なければ半日でできちゃうけど、どうしてもこれ、やっぱり一次審査のときにこの辺は聞いてみようよということで。

早田座長 皆さんのご負担がふえますが、よろしいでしょうか。

地域調整課長 実際そのプレゼンの件数、それに見合う時間帯で設定したいと思います。

宇都木委員 一応10時から5時まで予定しておけばいいということだ。

内山委員 そうです。

宇都木委員 今、寄附者からの指定寄附がありました。これは申請してみなきゃわからないのですが、これは団体のローカルアクション・シンクポッツ・まち未来、まちぼつとというのは、この人たちは申請をしてくるのでしょうか。

事務局 一応声はかける、お声かけはさせていただきます。

早田座長 それで、応募してくるかどうかはわからないということですね。

事務局 はい。

宇都木委員 だけど、これ、団体に指定するということは、団体以外には使わないということでしょう。使ってくれちゃ困るという意味じゃないのですか。

事務局 一応そこところは、ご寄附いただく方には、その意向に沿えない場合もあるということでご了解は得ております。

宇都木委員 ああ、そういう意味ではいいのですね。

鈴木委員 先ほど事務局のほうから指定内容を勘案して審査をしてくれというそのコメントがあったのですが、総額はだから34万3,977円の中の指定が1万円ありますよということですか。1万円じゃない、ここの上のほうの表示ですよ。だから、3万、4万、5万ぐらいの配分で勘案しなさいということですね、正しく言うと。

事務局 こちらの金額につきましては、参考として載せていただいたので。

早田座長 これをどうとらえるかは皆さん次第ということですね。

鈴木委員 皆さん次第。

宇都木委員 あまり気にしなくていいんじゃないの。

鈴木委員 ですよ。

宇都木委員 うん、そんなのを気にしていたら、指定寄附だから。直接団体へすればいいだよ。直接こんなこういう寄附じゃなくて。

鈴木委員 いや、そのとき、なおかつ、僕はそうだとしても、絶対額的に言うとこれだけだよ。だから、あまりそんなに勘案をしてというようなコメントは不要でしょう。

宇都木委員 審査への影響するほどの話じゃない。

鈴木委員 額じゃないから。

伊藤委員 従来ですと、例えばどこかの団体に決まると。それで、このまちぼつとが入っていたと。そしたら、50万あるけれども、そのうちの2万円はこの指定のほうですよという意味だよ。昔から。

事務局 はい。

伊藤委員 それを通らなければ、それは一般のほうというか、大くみの中に入っちゃうととらえれば。

事務局 はい。

早田座長 一応その基本ルールを教えていただきたいのですが、この寄附者の意向を反映するというのはどういうふうに解釈をする。今言ったように、こちらのほうで決めて、希望は聞くけれども、いわばそれは希望を伺ったままで、あとはこちらで決めて使ってもいいというふうなルールだという意味でしょうか。

事務局 ええ、ルール上、やはり審査を経ての助成決定ですので、そのようになっております。

早田座長 わかりました。例年はそういうことのようなのですが、そういう形で構わないでしょうか。

宇都木委員 いいのじゃないですか。

早田座長 では、そういった形で進めさせていただきます。そうしますと、この黄色の資料3については、ほぼこういう形で進めると。審査の時間だけ少しふやすということが、会場があいていればですけども、これでよろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、次の議題に行ってください。

事務局 はい。

早田座長 次には、今度は協働事業提案のほうですね。

事務局 その前にすみません、よろしいですか。NPO活動資金助成の一次審査の書類選考について少し説明させていただきます。よろしいでしょうか。

早田座長 お願いいたします。

事務局 この黄色いNPO活動資金助成、資料3の実施要領のめくったところに日程がございますので、そちらのほうをごらんください。9番のところ、日程がございます。

NPO活動資金助成につきましては、4月15日に申請受け付けを終了することになっております。各委員にはそれから事前の審査をお願いいたします。事務局で申請書類と審査にかかわる資料を取りまとめまして、4月17日金曜日には皆様に発送する予定です。送付しました申請書類等に事前に目を通していただいて、次回の第2回支援会議、4月27日月曜日の支援会議において、書類審査に当たっての申請団体や内容の共通理解を深めるための意見交換を行っていただきたいと考えております。

その後、各委員には書類審査を行っていただきまして、日にちがまた短くて申しわけないのですが、採点結果を4月30日木曜日までに事務局のほうに送っていただきたいと考えております。それをもとに5月7日木曜日の第3回支援会議で協議、決定をして、第二次プレゼンテーションのほうに進む団体を決めていただくようになります。

事前評価の方法としましては採点表、先ほどのA4の横のものが採点表なのですけれども、こちらの採点表による審査になりまして、各委員の合計点で順位づけをして一次選考の通過団体を決定します。その団体に二次選考のプレゼンテーションを実施することになります。どうぞよろしくお願いいたします。

早田座長 そうしますと、17日に書類が、そのころに送られてきて。

事務局 発送が17日になると思いますので、ちょっと15日に出てきて、まだ書類の不備があるもののやりとりをしたりしますので。

早田座長 多少おくれるかもしれない。

事務局 17日には発送します。着くのが、そうするとその翌日土曜日。

早田座長 早ければですね。

事務局 ですね、早ければ。もしくは月曜日になってしまうと思います。

早田座長 それで、次回までに目を通して来るとのことですね。

事務局 はい。

早田座長 27日までですね。

事務局 はい。

早田座長 1週間ありますので、その間に腹づもりを決めていただくということに。このときにどのぐらい自分の中で絞り込もうとか、そういう基準というのは、それぞれの委員さんの中で決めていただければいいと思います。

宇都木委員 ですから、27日のときに一遍どんな考え方で審査するかというのを意見交換しましょう。多分去年もそうだった、僕はそう思ったのだけど、評価の差が、これを見ると今度は7人だよな。

事務局 8人、今日1名欠席です。

早田座長 8人です。

宇都木委員 だけど、先生は普通審査しないのでしょうか。

事務局 そうですね、7名です。

早田座長 ああ、そうなのですか。

宇都木委員 そうすると、7人だから、1人当たりのウエートが結構大きいのです。上・中・下と3つぐらいに分けて、まあまあこれはいいよというのは、10点満点というのがあるのだとすると、それが7点から10点ぐらいの範囲のはまあまあにしようとか、そうしないと、人によって評価がかなり違っちゃうと、1人当たりのウエートがバラバラになっちゃうから、ある程度やっぱり共通的などこかで大枠みたいなものをみんなが、いや、何か文章にきちっと書かなくてもいいから、議論してみて、みんなが大体こんな感じだねというのを共通認識でやったほうが、次のプレゼンテーションがやりやすいと思うのです。そんなに意見が、大きな違いがなくて、いわばざっと。片方は3点つけて、片方は10点つけたら、それでもうかなりの時間がかかるから。

だから、あっても構わないのだろうけど、審査委員会としてはある程度の説明をするときに、審査委員はこの点数結果がこうですよというだけではちょっとまずいのじゃないかと。だから、そこはどこまでが皆さんの大きな枠に入るかどうかは別にしても、もう1回議論してやっておいたほうがいいのじゃないかと思うのですけど。

早田座長 それはいつ、今日ある程度情報交換しておいたほうが。

宇都木委員 いやいや、この次の。

早田座長 もう次回でよろしいのですか。

宇都木委員 次回でいいのじゃないですか。

早田座長 じゃ、評価だけ頭の中でしておいて、それをイコール何点とするかを、どこで切るかとかそういうのは次回、基準化して。

宇都木委員 だから、そういう一応大枠を議論した上で、次の人がこの点数表に点数を書き込んで、一番最後は27日か。

事務局 今、宇都木委員のおっしゃられた話し合いは27日。

宇都木委員 7日に集約をして、プレゼンテーション団体を決めるということでしょう。

事務局 5月7日の第3回の支援会議において。

宇都木委員 うん、うん、だから、27日のところで少し議論しておけば。

伊藤委員 伊藤ですけど、ベースを。

宇都木委員 おおよその。

伊藤委員 そうしないと、毎回、僕も一応書いたのですが、区民ニーズとあるじゃないですか。ここで区民のニーズというのがあるのと、あればこれ高いという話だから、その分野をやったほうが得なのだ。という話になっちゃうし、本当にそれでいいのというの

と、その次のところ、区民の社会貢献活動に寄与するかどうか。これもここに多くの区民と書いてあるので、今までも何回か言っている中で、特定のところの人に非常に役に立っているねというのと、多くの区民と、これをその提案のところはどうとらえるかという、そこら辺をいつも問題にしているのだけど、点数が高いから、10点ということで。そういうベースを今、宇都木さんが言ったように27日に決めたいねということです。

宇都木委員 やっておいたほうがいいよね。申請してくれるNPOはみんなニーズが高いのだよ、だから申請してくる。そのニーズの範囲がどこまでかというのは、対象となる人が、自分たちのメンバーだけの10人のニーズが高かったって、評価点としてはそういうニーズじゃないのだから、社会にどうやって役立つかのニーズなのだから、そういう議論はもう一遍ちゃんと、どこまでが集約できるかは別にしても、おおよそ議論しておいたほうが、あまりちぐはぐにならないのじゃないかと思うのです。だから、それは27日に少しやってみましょう、みんな頭に入れておいて。

早田座長 じゃ、ご意見のある方は27日までにまとめてきていただければと思います。よろしくをお願いします。

富井委員 27日は僕、完璧に来れないのです。

宇都木委員 どうぞご意見を。

事務局 じゃ、事前にご意見を。

富井委員 前にもう意見と。

宇都木委員 意見を出してもらえばいいじゃないですか。

早田座長 事前にメールかファクスか何かで。

富井委員 あとこの点数表は、7日に持ってくればいいですか。

事務局 7日ですので、その前にこちらのほうで集計をいたします。30日の木曜日までに、またデータでお送りします。

富井委員 ああ、送ってくれる。

事務局 ええ、データでこちらのほうにお返しいただければと思います。

富井委員 27日のその議論の結果も送ってください。

事務局 はい。

富井委員 ああ、30日。僕、27日から30日までちょっと出張に行くので。

関口委員 この区民のニーズを把握し、需要があることということなのですが、何かこの区民のニーズを把握できるようなデータのようなものというのは用意されるので

すか。

宇都木委員 それはNPOが証明するのだ。

関口委員 NPOから出てくるものなのですか。

宇都木委員 うん、それは、だから助成が欲しいということなので。我々がこの団体のニーズじゃなくて、区民のニーズだよというのじゃなくて、それ、助成が欲しい人たちが証明しないといけないじゃないですか。

関口委員 なるほど、わかりました。

鈴木委員 今のご質問で、課題があって、区民のニーズがあることというのはいいのだけど、その募集は行政がお願いしますという、時々そういうのがある。だから、本当にニーズの把握をどうしていますかというのをやらないと、やってみたら人が集まらない。

関口委員 ああ、なるほど。

宇都木委員 研修会をやりますと言うでしょう。研修会をやるのですけど、その研修会の対象となる人の広報は行政にお願いしますなんていう話になっちゃうと、それは主体的な事業でないから、そんなものふざけるなどと言って怒るわけだ、普通は、委員会は。

伊藤委員 もっとつけ加えると、区の調査によると、こういう人がこれだけいて、だからこの集団に対して何かをやりたいと。自分たちのやりたいものが本当にそこを取り込めるかということは、そこでは検証されていないわけだから。というのも問題に今までなってきたところですよ。

宇都木委員 だから、改めて出てきたところで議論しましょう。

早田座長 いろいろありますね。27日によろしくお願いいたします。

じゃ、この助成のほうはこのぐらいでよろしいでしょうか。次は、協働提案のほうに参りたいと思います。こちら初めての委員の方もいらっしゃいますので、資料の説明を事務局をお願いいたします。

事務局 こちらのほう、資料5として、これ、まだ昨年度のものですが、協働事業提案の募集要領をつけさせていただきました。この助成の審査と並行いたしましてこちらの事業提案のほうも5月以降進んでいくこととなりますので、今回こちらのほうを提示させていただいております。

それで、本日、区長に報告しました20年度の協働事業の評価報告書におきましても、全体の評価といたしまして、この支援会議が評価を実施して見えてきた課題ということで、協働事業のあり方を支援会議の委員が議論して、共通認識としていこうというようなお話

もありました。

また、さらに10月に審査報告書を出したときにも、やはり協働事業提案制度、こちらのほう、目的が書かれているのですけれども、協働事業提案制度の趣旨をもっとよりよく理解してもらうために、制度の目的をわかりやすくしたほうがいいのではないかと。協働を推進することの意義とか、協働とは何かということをも明記したほうがいいのではないかと。というようなご意見も出されておりました。

20年度の事業目的ですが、この協働事業提案制度は、多様化する地域の課題や区民ニーズに、区が単独で対応することが困難になってきている中、特定非営利活動法人またはボランティア活動団体及び市民活動団体等の社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の専門性や柔軟性等を生かした事業の提案を募集し、NPOと区が協働することで、地域課題の効果的・効率的な解決を図るとともに、区行政への住民参加の促進を図り、暮らしやすい地域社会の実現をその目的としますということになっております。

さらにこの制度は、選定された事業を区の事業として、NPOと区が協働して実施しているものです。

さらにこの事業提案をするとき、提案の募集の仕方としましては、現在2つの方法がございまして、上から4つ目の括弧になります。NPOの自由な発想による事業と、区から提起する課題に対して提案する事業の2つの区分のいずれかの協働事業についての募集となっております。

区から提起する課題についてですが、今現在、区のほうで各課のほうに募集をかけているところです。こちらのほう、協働事業提案制度というか、協働事業のあり方的な話にもなってくると思いますが、今後これから今年度の協働事業提案と協働事業評価を実施していく上での基本的な考え方ともなりますので、時間が短い時間しか残されておりましたが、少しその辺についてお話ししていただければと思っております。

早田座長 よろしいでしょうか。ありがとうございました。

今、これ昨年度のもので、今年度のはこれから詰めていくというか、直していくというか、段階のようなのですけれども、かなりご意見が去年のですか、報告書、私もこれ拝見をいたしましたけれども、いろいろ出られるようですので、時間の許す限り、この後、もう議題はこれでよろしいのでしょうか、基本的に。

事務局 はい。

早田座長 いただければ。これ、何時ごろに終わる予定なのでしょうか。

事務局 4時だから十分時間は。

早田座長 まだ大丈夫ですね。いただければと思います。よろしくお願いします。

宇都木委員 今の説明をもう一遍わかりやすく募集要項に直して書き直すというのは、それでいいのですけど、つけ加えていただければ、協働事業というのは助成事業じゃないよということはやっぱりちゃんとしておいたほうがいい。助成金をもらうのと間違えないようにしてもらわないと、これは助成金と勘違いすることのなく、地域社会をどうやって変えていくか、あるいは地域社会の課題をどうやって解決していくかということを経営として取り組むのだということとちゃんとやっぱりやらないと、自分たちの活動に金が足りないからお金をいただくのだよということじゃないのだというふうにしておかないと、その説明をつけ加えないと、また話を聞くと気の毒に、プレゼンテーションをやったら、ちょっと違うのじゃないのという話になりかねないので、そこは1つつけ加えておいたほうがいいのじゃないでしょうか。

事務局 はい。

宇都木委員 時々あるものね。助成事業でやるべきことにもかかわらず、こっちはお金が多いから、お金の多いほうに行こうという話になっちゃうのだ。それはNPOだの市民団体が、まだ理解不足というのもあるのでしょうか。

富井委員 応募したということ、ボランティア活動団体及び市民活動団体等の営利を目的としないNPOへ、以下のすべて、NPOでないといけないのでしたか、これは。

富井委員 損保ジャパンのあれが問題になったじゃないですか。

事務局 ああ、財団法人ということですか。

富井委員 去年、あそこはいいのという。総合政策部長さんが、別の入り口を設けたほうがいいのじゃないというような意見もあったよね。だから、この入り口のところでNPOとしているのは、NPOじゃないといけないということはなかった。どういう、これはどう読めばいいの。

事務局 この括弧NPOと書いてあるのはちょっと紛らわしい、確かに富井委員のおっしゃられるように紛らわしいと思うのですが、先ほどの前のページのところにあります事業目的のところなのですから、こちらのほうで2行目の真ん中あたりから、特定非営利活動法人またはボランティア活動団体及び市民活動団体の社会貢献活動を行う営利を目的としない団体ということで、こちらのほう、この短く表記するために、以下NPOということで、定義させていただいているものです。ですから、必ずしもNPO法人

じゃなくても。

富井委員 NPOじゃなくてもいいわけ。

事務局 ええ、この特定非営利活動を行っている、営利を目的としない団体であればいいということになっております。

伊藤委員 一番最初のときの議論のときに、企業における社内のボランティア団体、完全なる。そこに今言ったような規約や何かがすべてあったと、それもオーケーという話が出ていました。まだボランティア団体でも。

早田座長 それは今のところどう処理しているのですか。

伊藤委員 出てきていないのですけど。

事務局 今のところ出てきておりません。

伊藤委員 それだけのまとまったことが企業でもできない、こういうことで。

宇都木委員 営利を目的としない任意団体も含むというふうにすればいいのだ。

富井委員 以下、NPOと言うというのが何か、それをひっくるめて全部NPOだと言うと言っちゃっているのでしょうか、これ。だから、おかしいのじゃない。

宇都木委員 NPO等という。

事務局 NPO等という、「等」を入れる。

富井委員 「等」なんかを入れないと。

事務局 そうですね。

宇都木委員 俗に言うNPOというのは非営利という意味において、それで言っているのだと思うけど、一般的にはわかりにくいから、だからNPO市民団体など営利を目的としない任意団体も含む市民団体に対して応募をしてくださいという呼びかけをしますよということであれば、それで済むのだ、ちょっと丁寧にいえば。そこは何か工夫したほうがいいのじゃない。

早田座長 「等」を入れましょう。

事務局 はい。

伊藤委員 一般的環境でいくと、NPOというとNPO法人、法人を指しちゃうじゃない。だから、そことNPOというのはまた違うというようにとらえる人が、あまりいないのじゃないかなということなのです。

関口委員 これは一般社団、財団とかあらゆる今、特例民法法人になっている財団や社団の方も含むということでもいいのですか。

事務局 はい。

鈴木委員 募集要項に、多分こういうことだと思うのですが、20年度の評価報告書というのを先ほど区長にお出ししたのですが、募集要項には書いていないのだけど、我々が審査し、改善と思われることはこの報告書に載っているわけです。本当は応募する方にこれを熟読していただいて、応募してくれるといいのですが、そういうことはどうやって表現をすればいいのですか。

事務局 説明会を開いております、こちらのほうも。募集に当たっての説明会を開いております。その際にはこちらのほうのもちろん事業の評価報告書、それから審査の報告書、両方とも読むよう、読んで、じっくり読んでくださいというようには伝えてはおります。

鈴木委員 ああ、そうですか。わかりました。読んでいるように思えるのですか。はいわかりました、読んでおきますと。読んでいないのじゃないのと。

事務局 渡したほうがいいですか、当日。一応ホームページのほうにアップしてありますので、見られますので、それで見てくださいとは言ってはありますけれども。あと、こちらのほうで今回、募集するに当たって、例えば事前チェックシートみたいなものをつくりまして、例えばこの事業評価報告書を読んだかとか、そういう丸をつけるというのも1つのやり方としてあるかなというのは思っております。

あと、もう既に実施しているのとダブっている事業を提案なさってくる団体もありますので、その辺についても調べたかかというようなことも、その例えばチェックシートに載せて、調べてちゃんと来ているかどうかというのを。調べただけで、自分たちの提案はまたここが違うのだよというようなことがあって提案してきているのかというのが、それでわかるようになるかなとは思っております。

宇都木委員 なるべく丁寧にやったほうがいいよね。出てきてからでいいのでしょうけど、公益法人改革で、公益性の高いところはかなり優遇措置をされる公益団体があって、それはいわゆるNPOと同じような扱いをされるみたいで、そうじゃなくて、公益性が高くて、一般の中間法人ができちゃっています。つまり今はもう公益法人じゃなくてもいいと。そういう団体が事業をやりたいということもあるから、そういうのをどうするかと、出てきたときにもう一遍議論しないと、片一方は非営利で、片一方は事業団体でということになると、何かもう出てきてからでいいと思うけど、ちょっとややこしいよね。

だから、事業、それはもう公益性が高なくても社団や財団にいたいと、そのほうが自

分たちの事業運営にとっていいからそれで残しておくのです。だから、つまり通常の事業系と同じことなのです。そんなに違いがない。社団という名前において、あるいは財団という名前において、株式会社じゃない団体が事業をやるということになるわけで、だからここは出てきてからでいいと思うけど、一応出てくることもあり得るかもしれない。まだはっきりしないから、来年の中にあるかどうかわからないけど。

早田座長 今まではそういう例はあるのですか。

宇都木委員 1つあるのです。今までは社団、財団は、公益性が高いから社団財団になっているわけです。だけど、今度は公益性が高なくても社団、財団は認めるということになるわけで。出てきて、あまり心配しないで。

伊藤委員 それも性格論議になっちゃうね。

宇都木委員 うん、事業内容を見てということになるよね。

内山委員 そうですね。

早田座長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

基本的なことは今日のあたりに議論しておいたほうがいいかとは思っていますが。

私から質問があるのですけれども、よろしいでしょうか。先ほど委員の中から助成事業とこの協働事業提案は違う性格だと。これを助成事業の規模に立たれても困るという話があったのですが、その解釈をもう一度確認したいのですけれども、去年の皆さんに伺いたいのですが、この事業、提案事業の中でもNPOが育っていったり、あるいは職員さんが勉強になったり、NPOとつき合っただけよかったということが、それは1つの組織や人材の成長のチャンスになると思うのですが、そういうことを別に排除するわけではないのですね。

宇都木委員 それは全然違う。

早田座長 それは構わないのですよね。問題は結果重視というか、問題解決思考で、団体が困ったところだけやっているのじゃなくて、これでいくと事業だということがしっかりしていればいいということなのですよね。

宇都木委員 趣旨に沿って、僕流に言うと、その市民社会がよくなるために、その課題を解決することを行政と市民が一緒になって発言すると。つまり新しいまちづくりをこうやって進むのだという、課題によっていろいろ違うけど、例えばそういうことなので。自分たちの活動に金が足りないからお金くださいというのが助成事業ですから。そうじゃなくて、その課題解決のために新しい協働という枠組みをつくって、それを使って地域社会

をよくしていくのだという事業性が明確にならないと、この目的趣旨にはそぐわないということになるのです。

早田座長 もっと言うとお金が足らなくて困っていてもいいわけですよ。この協働事業のほうで。

宇都木委員 構わない。構わないけど、ただお金をもらうだけで、お金もらっちゃえばいいという。

早田座長 それでとまっちゃうと困るということで。

宇都木委員 うん、困るという。

伊藤委員 それにつけ加えると、往々にして出てくる事業計画というのが、NPOの側は広報をしっかりとやって、場所を手当てしてというのが協働だと思っているわけ。それだけ書いているところがある。本当はそんなものじゃなくて、いろいろ計画をつくって、どんなふうにかう1年間、2年間やっていくのかと、そこを練っていくのが協働でしょうということが問題になってくるわけです。

すると、そこには金の使い方も絡んでくるし、日程、どこでどうやらなきゃいけない、何をやって、その後の展開をどうするかとか、そういうことが必要で、ただの金をあげちゃ終わりじゃないという。

早田座長 よくわかりました。何かまず初めの目的だけを読むと、その辺が少し背後に隠れているといいますが、もう少しその辺が出てくると、お互いのための協働だというのがよくわかりました。ありがとうございます。

富井委員 それでやっている間はいいのですけれども、それで。だけど、3年目になったときに、区の事業になりましたとか。そうすると、区はお金を出すんですけど、NPOはこっちに置かれちゃうのです。そうすると、何かやり方としてもっと広げて、もっと続けたかったらお金をあげるから、もっと広げなさいよというやり方もあるし、区として取り上げて区の事業とするから、あなたたちは人手だけとか、何かあれだけをサポートしなさいよとか、そのところが助成事業じゃないのだけど、そこをどう仕上げていくかというのが、僕は一番この事業の難しさというか、今後発展させていく。助成じゃないのだけど、一緒にやるのだけどという。だけど、NPOどうするのという、NPOがどっかへ行っちゃう場合もあるし、これ。

早田座長 その辺が助成事業でない協働事業提案の趣旨だと思うのですが、その評価がこう入っているわけですよ。

富井委員 いやいや、だから協働事業をやっている間はいいのです。協働事業をやっている間は。

早田座長 手放し方というか。

富井委員 そう、そう。

伊藤委員 先ほど区長にも言ったのがそれなのです。生まれて育った、じゃ、それは育ての親のほうに渡しちゃって、あなた、生みの親はもういいのですよというのじゃなくて、一緒にまたそのここら辺まで育てていかなくちゃいけないというスタンスはどういうふうにとれるかだと思う。そうしないと、育てるばかりで、それは里子に出したようなもので、NPOが。そうすると、何をやっているのかわからない。自分たちの理念がどこに生かされているかわからない。そこが問題だと。

早田座長 そうすると、この事業は助成事業じゃないのだからということではなくて、この事業を通じても育てても構わないわけですよ。

伊藤委員 そうです。

早田座長 なかなかその辺の評価方向がちょっと悩ましいですが、どちらの視点もあるとは思いますが、大きいご指摘かとは思いますが。

鈴木委員 だから、そういう制度設計上の問題を、別途時間を設けて、今年はある案を出さないとだめですねと。

早田座長 それは議論する、今もしているわけですが、集中的にやるとするといつごろがいいのでしょうか。

割と前半はこの助成の話でパンパンな気もするのですが、提案事業が始まっちゃったら、これはこれで、審査会のほうは審査でパンパンですよ。

宇都木委員 だから例えば協働事業のところで審査を通じて、僕はもっと本来事業に組み込まれるときには、協働事業でできたであろう仕組み、あるいは枠組みがそのまま持続されていかないと意味のないことです。つまりどこかに変化が起きていかないといいないです。

だから、そのことが、市民がどこかへ行っちゃって、行政だけが何かやっているみたいに写ったら、それは協働事業としての完結編にはならない。だから、市民参加協働というのは、何年かの間は市民参加協働じゃなくて、そのことが仕組みとしてそこに定着をして、そこが行政流に言えば市民自治の拡大で、当事者がだれが当事者になるのかということをしちんとその事業を通じて明らかになって、それが定着をして、市民が当事者として行政

と一緒にやっていくということにならないと、地域社会づくりになりませんよね。

そこをこの協働事業というのはそういうことなのだよということを、もうちょっとこの審査を通じて、この件ではどこをそこはどうやってやろうとしているのですか、どこの仕組みを直せばそれができるのですかということを、これ明らかにしていけないと、次につながっていかないのです、それは多分。

だから、そこは、我々が協働事業の少し新しい基準づくりみたいなものをみんなで議論して、市民に示すというのは、そういうところを少し具体化して、この事業におけるここから先のありようというのは、多分こういう枠組みにしないとだめなのだろうなというのだったら、それは率直に事業評価の中に織り込んでいくとか、あるいは最後のところでもう一遍そのことを確かめ合うというか、来年の評価基準に、あるいはその事業を募集するための基準にそういうものを1つ入れるとか、何かそういうつなげていかないとだめだね、きっと。だから。

地域調整課長 よろしいですか。今、宇都木委員からも、ほかの委員からもお話がありましたけれども、最終的には事業者と対等なパートナーシップを築くということがメーンになると思いますので、対等なそのパートナーシップというのはどういうあり方なのかという、そういう視点で審査する段階でご議論いただければなと思います。

いつまでも行政におんぶに抱っこということじゃなくて、NPO団体自身も行政から一定の距離を置きながら自立できるような、そのような形での活動をしていただきたい。行政とその中で対等なパートナーシップという形に持っていけるのが一番理想かなというふうに私は思っておりますので、委員の皆さん方、それぞれご意見あるうかと思いますが、これから先の審査会の中で、そこら辺も含めて十分議論いただければなというふうに思っております。

早田座長 ありがとうございます。

鈴木委員 今の座長の質問にはみんな答えていないのです、いつごろやればいいのかという質問。

早田座長 今のような対等とは何かとか、自立していくとは何かというのと、手放しするよというのは。

宇都木委員 これはだから審査のところで作るのじゃないのですか、最初にとっかかる、募集して、これから審査を始めるときに、我々はどこを意識して、どういうこととどういうことを今年度は意識してやるかということを、鈴木さんが言うようなところでの柱立て

を幾つかつくってみて、それでそれは審査の議論の中に反映されるようにしていけば、そうしていかないとまた終わっちゃってから、別にやりましょうというのじゃ、あまりうまくいかないから。

早田座長 早いほうがいいのですか。

伊藤委員 また会議予定が入っていないと、それは8月が入っていないのですね。

早田座長 実際に審査が始まっちゃってから根幹を揺るがしてもしようがないですからね。

地域調整課長 第2回目あるいは第3回目あたりで時間を少しとっていただいて、そこら辺でご議論いただければなと思いますが。

宇都木委員 その審査をするに当たって議論を、第1回目は議論しなきゃだめですよ。第2回目はその書類選考が終わって、プレゼンテーションをやるときに、少しそのことも強調して、プレゼンテーションでは多少絞られて意見を求めるとか、何かやらないとだめなのでしょう。何回かやっぱりやらないと、1回では無理でしょう。

早田座長 だから、同時に走っているんで、頭が2つ以上要するという感じですが。部会をつくるわけにもいかないでしょうから、この少ないメンバーですから。

伊藤委員 もう一度やるから、個別案件で出てきたような体格案をまとめていって、最終的な制度のところ集大成するより仕方ないよね。

宇都木委員 それなりに皆さんの評価を書いてきて、最後にみんな書いてきてくれるわけでしょう。その中にみんなあるのです、そのときに思ったことは。だから、そういうところで特徴的なことを幾つか出してみても、それを当てはめてみるとどうなのかなというのが、まとめちゃうからよくわからないこともあるけど、みんな同じような意見を言っているのかもしれないので、そこは最終、文章にそれぞれ書いて出してきてもらっているわけです、評価を。だから、その段階で、一番最後の審査するときにも、またもう1回改めてそれをやってみると。それは3段階ぐらいにしたらいいのじゃないですか、書類審査のときと、プレゼンテーションと、最後に評価するときと。

早田座長 そうですね、今のお話で現行の制度の見直しをしたほうがいいという話は、去年の事業報告書にも出ているとは思いますが、これが少し古い段階のものなのですか。最先端の議論でこれに入っているわけではないのですか、全部含まれているわけではないのですか。

伊藤委員 これに入っています。

事務局 入っています。

伊藤委員 これが制度ですよ。

事務局 ええ。

早田座長 この反省を踏まえてどういうふうに見直す、どういうふうに変えていくべきかというような骨格案みたいなものがあると議論しやすいかと思うのです。

鈴木委員 だから、方向提案する上で課題定義はしているのです。それを今年度はもう間に合わないですけど、来年度にはやっぱり反映させないといけないよねということで、今年度ディスカスを行いましょうねと。だから、今その時期です。だから、今もしここで資料がそろったときが、これを見ると7月。

宇都木委員 第一次審査をやるでしょう。この段階で審査を前にして、みんなで議論すればいいのだ、1回。意識する事項を幾つか立ててみて、それを見て、この団体が提案してきていることの協働の意味というのをそこで問えばいいわけで、それでそれは。それでどこまで深まるかどうかは別にしても、その上でまた書類審査をやって、第2回目、またプレゼンテーションに向けて残ったところをもう一遍、その視点とまたつけ加える視点があればそこでやってみて、議論してみて、そこでそういうことを頭の中に入れてプレゼンテーションを聞いて、あるいはプレゼンテーションで議論して、それで最終審査をするときに、みんなこの団体はどうかと。最後は評価をやるわけだから、AからB、Cと。それで、これはだから先生、ここにみんな評価が書いてあるのです。

早田座長 ええ、拝見しました。すごい長い、すごいですね、これ。

宇都木委員 大変みんな熱心な、忙しいのにこんなにいっぱい書いてきてくれるわけで。

早田座長 これは大変ですよ。

宇都木委員 だから、これの中に、こういう中に皆さんが書いてきてくれる中にもそのことが入っているわけで、そこをもう一遍こういうこととこういうことがこの中から出て、実際今までとはない、違うところだねというのをもう1回議論してみるべきだよ。それで、最終評価をやるべきだと。

富井委員 要するに去年もう審査会をやって、審査会が終わったときに、こういう報告書を出して、審査会における課題というのは皆さん出て、9ページぐらい出て、それをまとめて二、三ページにしたやつがあるのです。それで、次に評価会をやって、評価会の結果の課題がそれなわけです。だけど、その課題というのは評価会だけにとどまらず、もうちょっと広げた意見にしようというような感じで、審査会で出たようなやつも、またダブ

ったりしたような感じになっているわけです。

だから、僕はある程度の問題点というのはもう出ているのです。だから、それを受けて多分この早乙女さんはこの4月の6日、27日、5月7日のところに、3つこう協働提案制度についてディスカッションしましょうというのを入れたのだらうかと、僕は思っていたのです。

だから、もうある程度議論しなければいけないということはあって、だからそれについてとりあえず議論して、こういうことを議論した上で、我々の合意、合意にならないかもしれないけど、ここはやっぱり意見として。そういうのを踏まえて、今年の審査会とか評価会というのはやっていく中で、それをちょっとチェンジしていくとか、そういうようなことをやっていったほうがいいんじゃないかなと思いますけど。

宇都木委員 報告書では協働事業評価の課題というのを幾つか出してあるのです。確かにこれはあちこち全部出てくるが、これを今度の提案に出てくる人たちの提案の内容をかんがみて、この提案から言うと、このところを重視したほうがいいよね、例えば。それじゃ、そのことによって地域社会の枠組みがどう変わっていくのかと、住民参加と言うけど、どういうふうな参加をしていくのかとか、NPOだけが何かやれば、研修会やればそれが協働事業というあれじゃないので、研修会をやって、多くの人たちを育てて、そのことが地域社会の中でどういう活動することになるのか、あるいは現実的にそのことがどう地域社会に影響を与えるのかという。そういうところを視点に、このAという提案については少し詰めて検討してみようかとか。だから提案してきている課題に対して、その課題が持つ意味合いも含めて議論していけばいいと思うのです。

だから、それは一次審査に当たってもそうだし、審査が終わったところでの集約もそうだし、二次審査もそうだし、最終的な評価のところもそうだと思うのです。それがどこまで踏み込めるかは別です。どこまでみんなが一致するかはわからないから、けどそういうことを審査会として取り組んでいるのですよという、その一步前進、先へ行く、ここはやっぱり今年手をつけたほうがいいなというのは、鈴木さんが言うのはそのとおりだから。

富井委員 いやいや、それは全然賛成だけど。

宇都木委員 僕はそういうふうにはやったらいいんじゃないかと、私は思うけど。

富井委員 もっと反訳できるのじゃないですかというのが僕の意見です。

早田座長 早田です。ずっとつながってはいるのですけれども、一方でさはさりながら、切れ目をあえて探すとすると、5月20日に去年でいうと説明会をやっちゃうわけですよ

ね。

事務局 はい。

早田座長 この説明会をした後に制度が変わるということはあり得ないですよ。

事務局 そうですね。

早田座長 そうすると、上に当たる部分と制度自体は自由な部分とあるとすると、少なくとも制度自体のことは、5月の中旬ぐらいには遅くとも終わっている必要があると。そうすると、議論を逆算すると第2回、第3回ぐらいでは終わっていないと困るということですよ。

宇都木委員 だから、どこまで制度をいじるかです。

早田座長 そうですね。

宇都木委員 そこまで今年は踏み込むか、それとも審査基準のところでの議論でとどめるか、そこは両方あると思います。だから、今までとは同じことだとすれば、そこを基本的な枠組みを変えないで、審査項目も変えないでやるとすれば、審査の中で少し踏み込んでそのことをやってみて、次の段階にまた臨んでいくということのほうがいいのか、ここで例えば審査項目もそれに見合うように変えちゃうということになると、かなり詰めた議論をしないと。

鈴木委員 それは無理です。だから、本年度は検討と。

内山委員 そうですね。

鈴木委員 審査の中で応用をどうするか、制度設計そのものについては来年度を目指して検討に入ると、それが落としどころでしょう。

宇都木委員 制度を、出発したばかりですから、そんなに定着しているわけでもないのだけど、やっぱりこういうのを大きく変えるということになれば、特に時間をかけてやらないと、説明が行き渡らないので、だからそういう意味では何が問題かということだけをきちんと出していくということだけは必要だと思うのです。

だから、そこで僕はさっきから言っているのだけど、一次書類審査のときにもそのことを意識してやって、プレゼンテーションのときもそうだし、最後の評価をするところもそうだとすることを、大枠でみんなが問題意識を持ってやれば、そこはそこで出てくるさまざまな問題点というのがあるでしょうから、それを最後に報告書のところで集約をして、次の段階に反映させるというふうなことにしていっていいんじゃないですか。

鈴木委員 だから、今のお話を具体論に落とし込むと、我々委員会側でのディスカスと、

それでNPOとの対話ディスカスと、もう一つ忘れてはいけないのが、やっぱり行政職員との対話ディスカス、これ3つやろうとすると大変なことになると思うのです。だから、その辺をうまくスケジューリングをして、来年度にどこまで反映できるかというのは、全面的には無理です。だから、そういうことを想定して計画を練ったほうがいいのかなと思います。

宇都木委員 機会があるときから始めましょう、とにかく始まるのがちょっと大事だろうから。

早田座長 その辺で目標はその辺に持っておきながら、折々の議論をとどめておくと、積み重ねていくということでもよろしいのでしょうか。

宇都木委員 あまり形式張って考えてやるのなんて意味のないことなので。

早田座長 ほかはいかがでしょうか。どんなことでも結構です。

早田座長 特にございませんでしょうか。内山委員、お願いします。

内山委員 提案事業の募集の中で、区から提案する課題というのがありますね。先ほど区長さんがおっしゃっていましたが、地域センターが10カ所あると。地元に着しているいろいろなことがスタートしているわけですが、その辺に募集案内は行っているのでしょうか。

事務局 地域センターにも募集案内は置いております。

内山委員 そうですか。その辺で提案が出てくるといいのです。

事務局 区から提起する課題のほうですか。

内山委員 はい。

事務局 そちらは地域センター自体ではなくて、センターを管轄している部、ですから地域文化部です。うちの部です。部でその辺はまとめることになっております。

地域調整課長 区から提案する課題については、うちのほうから各部のほうに、こういう課題を出してもらいたいということで提案を受けて、うちのほうで一定の精査をした上で、事業を募集するに当たって、区側からの提案という形でまとめてお出しするような形に。

内山委員 毎年大変少ないのですよね。

事務局 昨年、1事業。

地域調整課長 そう、昨年は1個だけだった。

事務局 その前も2事業。

内山委員 そうなのですね。

早田座長 特別出張所から出るなんて考えてもなかったですけど、そういうこともあるのですか、理論的にはあり得ますか。

地域調整課長 理論的にはあり得る話で。

内山委員 一番地元に着したところですから。

早田座長 そうですね、一番。

ほかはいかがでしょうか。特にないようでしたら、閉会ということで。

事務局のほうからございますか。

事務局 次回の日程についてです。今回は先ほどご案内いたしましたように4月27日の月曜日、午後2時から開催いたしたいと考えております。場所はこちらと同じ会場の第4委員会室になります。その前に活動資金助成の申請書類等、こちらのほうから送付いたしますので、委員の方たちにはお忙しい中、申しわけありませんが目を通してきていただきたいと思います。

よろしくお願いいいたします。

早田座長 ほかになければこれで第1回の協働支援会議の議事を閉じたいと思いますが、長時間ありがとうございました。

事務局 どうもありがとうございました。

了